

令和7年4月から法人県民税・法人事業税の課税業務を東部県税局（徳島庁舎）に集約します

現在、法人所在地により県内4庁舎で行っている法人県民税・法人事業税の課税業務は、令和7年4月から「東部県税局（徳島庁舎）」で行います。

法人所在地	令和7年3月まで	令和7年4月から
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、板野郡、名東郡、名西郡	東部県税局（徳島庁舎） （☎088-626-8843）	<b>〔集約庁舎〕</b>  <b>東部県税局（徳島庁舎）</b> <b>県民税・事業税担当</b>  <b>〒770-0855</b> <b>徳島市新蔵町1丁目67</b>  <b>（☎088-626-8843）</b>
吉野川市、阿波市	東部県税局（吉野川庁舎） （☎0883-26-3922）	
阿南市、那賀郡、海部郡	南部総合県民局 地域創生防災部（阿南庁舎） （☎0884-24-4120）	
美馬市、三好市、美馬郡、三好郡	西部総合県民局 地域創生観光部（美馬庁舎） （☎0883-53-2022）	

<令和7年4月以降>

○申告書等の提出（郵送可）及び申告に係るお問い合わせ・ご相談について

⇒ 集約庁舎（東部県税局徳島庁舎）へお願いします。

※申告書等を最寄りの庁舎にご持参いただいた場合は、集約庁舎以外でも受付を行います。  
また、申告相談等については、電話等により集約庁舎へおつながります。

○電子申告（eL TAX）を利用されている法人について

⇒ 令和7年3月までに利用届出が審査されていた場合は、提出先は集約庁舎へ自動変換します。  
令和7年4月以降に届出される場合は、提出先は集約庁舎を選択していただけますようお願いいたします。

○納付や納税証明書の発行について

⇒ これまでどおり県内各庁舎で行います。

※南部総合県民局地域創生防災部（美波庁舎）、西部総合県民局地域創生観光部（三好庁舎）を含む。

○納税相談について

⇒ これまでどおり県内各庁舎のうち法人所在地を所管する庁舎で行います。

※法人所在地が「三好市、三好郡」の法人については、西部総合県民局地域創生観光部（三好庁舎）で行います。

お問い合わせ 税務課課税担当 ☎088-621-2079 FAX 088-621-2892